

諮問番号：平成31年度諮問第2号

答申番号：平成31年度答申第4号

答申書

第1 審査会の結論

処分庁広島市〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条の規定に基づく費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求は、理由がないから棄却されるべきとの審査庁広島市長（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

- 1 本件金銭（審査請求人が知人であるA氏から受け取った12万5000円をいう。以下同じ。）は、平成30年1月下旬、A氏が九州の知人（過去に審査請求人と関わりがあり、何でも言ってくれと言われていた、九州における審査請求人の知人をいう。以下同じ。）に借金を返済すると言うので、A氏から預かって九州の知人に返したものであり、その経緯は次のとおりである。
- 2 (1) 審査請求人は、Bを出所し、Cにいたときに、A氏からお金を貸してほしいと頼まれた。しかしながら、Bを出所したときの所持金が約7万8000円であり、その後、Cにいる間は、仕事をしておらず、収入もなかったため、Cを出るときの所持金は、約2000円だった。
- (2) そのため、お金を貸すことができず、九州の知人に頼んでお金を借りてやり、九州の知人が広島まで持ってきてくれたそのお金を受け取り、A氏に渡した。
- (3) 平成30年1月下旬、A氏が九州の知人に借金を返済すると言うので、A氏から12万5000円を預かって九州の知人に返した。
- 3 以上のとおり、審査請求人は、自分のお金を貸して、それを返してもらったのではなく、A氏から九州の知人に返済する金銭を預かっただけなのに、その金銭が審査請求人の収入として認定され、これを返さないといけないことについて納得がいかない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 審理員意見書の結論
本件審査請求は、理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。
- 2 審理員意見書の理由
 - (1) 本件金銭の収入認定について
ア 保護（法による保護をいう。以下同じ。）は、生活に困窮する者が、その利用し

得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり、最低限度の生活需要を満たすのに十分であつて、かつ、これを超えないものでなければならない。したがって、法第4条第1項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び法第8条第1項にいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むと解される（札幌地裁平成20年2月4日判決（裁判所WEB）に同旨）。

イ そして、法は、「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び「その者の金銭又は物品」について特に限定をしていないのであるから、およそ被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産が増加するものであれば、それは原則として収入認定の対象となるというべきである。

ウ 審査請求人は、平成29年12月5日に生活保護を開始しているところ、平成30年1月25日にA氏から本件金銭を受け取っていることが認められる。

エ このことについて、審査請求人は、本件金銭はA氏から九州の知人へ返済する金銭を預かり九州の知人へ渡しただけであるから、収入ではないと主張している。これは、預かっただけの本件金銭は審査請求人の利用できる資産とはいえないから収入ではないと主張しているものと解される。

オ しかし、審査請求人は、本件金銭がA氏から預かっただけのものであり、審査請求人の利用できる資産とはいえないことについて、それを裏付ける客観的な証拠は何ら提出しておらず、また、審査請求人が本件金銭（12万5000円）を渡したという九州の知人に関しての説明も拒んでいる。

こうした状況からすると、処分庁は、審査請求人が平成30年1月25日にA氏から本件金銭（12万5000円）を受け取ったという事実しか認定することができない。換言すれば、審査請求人が同日に、被保護者の最低限度の生活の維持のために活用されるべき資産、能力その他あらゆるもの、すなわち「収入」を得たと認定せざるを得ない。

(2) 「不実の申請その他不正な手段」の該当性について

ア 法第78条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と規定している。

イ また、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ」（法第4条第1項）、「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うもの」であり（法第8条第1項）、「最低限度の生活の需要を

満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」とされており（同条第2項）、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき（略）は、すみやかに、（略）その旨を届け出なければならない。」とされている（法第61条）。

ウ すなわち、法は、被保護者に届出義務を課すことにより（法第61条）、法第4条及び第8条の趣旨にかなった保護を実施することを図りつつ、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者がある場合には、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を徴収できるとしているのであつて（法第78条第1項）、前記ア及びイの規定に照らせば、法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」には、積極的に虚偽の事実の届出等をするのみならず、消極的に届出義務がある事実を認識しながらその届出をしないことも含まれると解するのが相当である（大阪高裁平成29年3月17日判決（判例自治445号79ページ）に同旨）。

エ この解釈に照らして、本件が法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」に当たるかどうかについて検討する。本件の場合、処分庁の職員は、平成29年12月18日、審査請求人に「生活保護のしおり」を手交して保護費以外の収入があればどんな収入でも、詳しく、正しく、速やかに届ける必要がある旨（「生活保護のしおり」3ページに掲載）、及び収入の申告をしなかつたり、偽りの申告をして不正に保護を受けたときは、不正に受けた保護費を徴収する旨を説明し、審査請求人は、当該職員に自ら署名押印をした「『生活保護のしおり』の説明・受領確認書」を提出している。この点、審査請求人は、本件金銭は、九州の知人に借金を返すためにA氏から預かっていた金銭であり、それを九州の知人に渡したただけであると説明したが、処分庁は、平成30年2月1日及び同月7日、審査請求人に、その説明を裏付ける資料の提出がない限り本件金銭は収入と認定せざるを得ない旨を伝えた上で、さらに、当該資料の提出がなかったことから、同年3月14日、審査請求人に、収入申告書を提出するよう指導したことが認められる。

それにもかかわらず、審査請求人は、審査請求人の主張を記載した平成30年3月14日付け申立書を提出したのみで、当該主張を裏付ける客観的な証拠は何ら提出せず、審査請求人が本件金銭（12万5000円）を渡したという九州の知人についての説明も拒み、また、本件金銭について収入申告をしなかつた。

オ そして、審査請求人は、平成30年1月1日から同年2月28日までの間の保護費として、23万0220円（本件金銭の額が控除されていないもの）を受給した。

カ 以上の事情を前記ウの法第78条第1項の解釈に当てはめた場合、審査請求人は、本件金銭について処分庁に対し届け出なければならない義務があることを認識しながら、当該義務に違反し、その届出をしなかつたものであり、その届出をしなかつたことによって、審査請求人は、本来受給できる保護費の額（本件金銭が審査請求人の収入とされた場合に受給できる保護費の額）を超える額の保護費を受

給したことが認められる。

すなわち、審査請求人は、法第78条第1項の規定する不実の申請その他不正な手段により保護を受けたといえるから、処分庁は、同項の規定により、本来受給できる額を超えて余分に受給した保護費の額（本件金銭相当額）を徴収することができる。

(3) まとめ

以上の次第であり、本件処分は、法第78条第1項の規定に基づき適法に行われたものであるから、本件処分を違法又は不当なものとすることはできない。

第4 審査庁の裁決に対する考え方の要旨

本件審査請求は、審理員意見書のとおり、棄却されるべきである。

第5 調査審議の経過

令和元年5月29日 審査庁から諮問書を受領

令和元年6月10日 第1回合議体会議 調査審議

令和元年7月 8日 第2回合議体会議 調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件金銭に係る収入認定について

- (1) 審査請求人は、平成30年1月25日にA氏から本件金銭を受け取った事実を認めた上で、本件金銭は、A氏が九州の知人に返済するものを預かっただけであるから、審査請求人の収入には当たらない旨主張している。

そこで、まず、処分庁が本件金銭を審査請求人の収入として認定したことの妥当性について検討する。

- (2) 法第4条第1項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び法第8条第1項にいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むと解される（前掲札幌地裁平成20年2月4日判決に同旨）、被保護者が保護受給中に他人から金銭を受け取った場合、通常、その最低限度の生活を維持するために活用可能な資産が増加するといえることができるため、原則として、当該金銭を収入認定の対象とすべきである。

- (3) これを本件について見ると、審査請求人は、本件金銭を受け取ったことについては自認しているのであるから、審査請求人の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加したといえる。また、審査請求人は、本件金銭がA氏から九州の知人に返済する金銭を預かっただけのものであるから収入ではない旨主張するものの、そのことを裏付ける客観的な証拠を何ら提出しておらず、九州の知人についての説明も拒んでいるのであるから、このような状況において当該主張を認めることはで

きない。

したがって、処分庁が本件金銭を審査請求人の収入として認定したことは、妥当である。

2 本件金銭に係る申告義務について

(1) 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。」と規定している。

(2) 前記1のとおり、本件金銭は審査請求人の収入に当たるため、審査請求人は、速やかに、本件金銭を受け取ったことを処分庁に届け出なければならなかったが、それを怠った。

そして、審査請求人がこの義務を認識していたことについては、審理員意見書のとおりである。

3 「不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者」の該当性について

(1) 法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」には、積極的に虚偽の事実の届出等をするのみならず、消極的に届出義務がある事実を認識しながらその届出をしないことも含まれると解される（前掲大阪高裁平成29年3月17日判決に同旨）。

(2) この点、審査請求人は、本件金銭を受け取ったことを処分庁に対し届け出なければならない義務があることを認識しながら、当該義務に違反し、当該届出をしなかったものであり（前記2）、これにより、審査請求人は、本来受給できる保護費の額を超える額の保護費を受給したことが認められる。

よって、審査請求人は、法第78条第1項に規定する不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者に該当するため、処分庁は、同項の規定により、本来受給できる額を超えて余分に受給した保護費の額（本件金銭相当額）を徴収することができる。

4 結論

以上の次第であり、本件処分に違法性・不当性は認められない。

広島市行政不服審査会合議体

委員（合議体長） 門田 孝、 委員 廣田 茂哲、 委員 福永 実